建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に伴う諸手続きについて

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号 以下「建設リサイクル法」という)第13条第1項の規定に基づき、発注者と受注者双方に、契約に際し、契約書の中に解体工事に要する費用等(別紙1)の明記が義務付けられています。

(契約書への明記)

契約書への明記は、受注者(落札業者)から発注者(宮古市長)あてに報告される別紙1(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく記載事項)を契約書に添付することにより完了するので、担当課(当該工事監督員)に確認のうえ提出してください。

別紙1への記載に当っては、次の点に留意してください。

- 1 分別解体等の方法について
 - 各工程のチェックボックス()には、該当する場合のみレマークを記入する。
- 2 解体工事に要する費用について
 - 工事の中に、特定建設資材(1)が用いられた工作物等の解体、取り壊し等の工事があれば記載する。
- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地について
 - 特定建設資材廃棄物(2)の発生が見込まれる場合、その再資源化等(3)は、産業廃棄物の種類に応じた、産業廃棄物処分業許可証を受けた施設(以下「産業廃棄物処理施設」という)でのみ可能となる。
- 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用について 運搬と再資源化等に要する費用で、諸経費及び消費税込みが標準となる。
 - 1 コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版など)、アスファルト・コンクリート、木材
 - 2 上記資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの。
 - コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材ここでいう建設発生木材とは、特定建設資材としての木材 (伐採木・伐根材、剪定枝葉等は含まれない。ただし、伐採木・伐根材は産業廃棄物に該当)が、現場で廃棄物になったものをいい、型枠材、丁張板などが考えられる。
 - 3 建設発生木材については、工事現場から一定の距離の範囲内(50Km)に再資源化施設がない場合、縮減(産業廃棄物処理施設における焼却等)することができる。

(発注者への説明)

建設リサイクル法第 12 条第 1 項の規定に基づき、受注者は、契約に際し、解体等の計画等の必要事項を発注者へ書面で説明することが義務付けられています。

受注者(落札業者)は、発注者(宮古市長)あての書面により、担当課(当該工事監督員)に説明してください。

なお、工事の実施に際しても、次の事項が義務付けられていますので、あらかじめご承知願います。

- ・下請業者への告知(法第12条第2項関係)
 - 受注者は、請負った建設工事を他の建設業者に下請させる場合には、下請業者に対し、発注者が知事へ通知した事項を告知しなければなりません。
- ・発注者への報告(法第18条第1項関係)
 - 受注者(元請業者)は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再 資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存しなければなりません。

(報告等に当っては、必要に応じて監督員の指示を受けてください。)

循環型地域社会の形成に関する条例施行に伴う諸手続きについて

循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号。以下「条例」という。)により、建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事の受注者は、工事に着手する前に、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等について、知事にその旨を通知することが義務付けられました。

知事への通知は、受注者から工事着手前に通知書(別紙様式第6号)で宮古地方振興局長あて(土木部又は岩泉土木事務所が窓口)通知することにより、完了します。

通知書への記載に当たっては、当該工事について、契約後、建設リサイクル法第 11 条に基づき、発注者から知事へ通知される通知書の記載内容と整合が図られる必要がありますので、次の点に留意してください。

- 1 通知年月日は、建設リサイクル法による通知書に記載される工事着手年月日以前であることが必要です。
- 2 あて先には、地方振興局長又は市長のうち該当するどちらかを で囲むか、不要な方を二重線で消すこと とし、
 - ・知事の権限に属する事務の場合(宮古市長の権限に属する事務以外) 地方振興局長の前に宮古と記載します。
 - ・宮古市長の権限に属する事務の場合(宮古市内で行なわれる建築基準法第6条第1項第4号に掲げる 戸建て住宅等の建築物に関するもの)

市長の前に宮古と記載します。

- 3 通知者欄の「主たる事務所」とは、本社、本店などの意味です。また押印(法人の場合代表者印)が必要です。
- 4 「1工事の名称」及び「2工事の場所」欄の記載内容は、契約書と整合を図ります。
- 5 「3 再生、処分等の方法」及び「4 再生、処分等に要する費用」欄は、「別紙のとおり」と記載して、建設リサイクル法第 13 条(別紙 1)の書面の写しの添付で代えることができます。

(通知等に当っては、必要に応じて監督員の指示を受けてください。)